

石川県公報

平成 24 年 7 月 20 日

第 1 2 5 1 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
県統計調査の実施 (少子化対策監室)	1	県営土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課)	8
種畜証明書の交付 (生産流通課)	2	開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8
家畜伝染病の発生の届出 (農業安全課)	2	公安委員会	
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定 (水産課)	2	年少射撃の認定のための講習会	8
漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区 (区域及び区分) の設定の一部改正 (同)	2	選挙管理委員会	
県道の区域の変更 (道路整備課)	3	政治団体の届出の公表	9
県道の供用の開始 (同)	3	政治団体の届出事項の異動の届出の公表	9
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	3	政治団体の解散の届出の公表	10
公 告		不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定の取消し	10
県有財産売払入札公告 (管財課)	4	人事委員会	
特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	6	石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	10
石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告 (医療対策課)	7	雑 報	
		石川県公立大学法人図書館情報システム更新に係る企画提案の募集公告	10

告 示

石川県告示第354号

石川県統計調査条例 (平成21年石川県条例第15号) 第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
ひとり親家庭等実態調査
- 県統計調査の目的
県内の母子世帯・父子世帯及び寡婦世帯の実態を詳細に把握し、ひとり親世帯等に対する福祉対策の推進に資する基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
県内に居住する母子世帯及び父子世帯のうち50パーセントを無作為抽出し選定された世帯並びに寡婦世帯のうち400世帯を無作為抽出し選定された世帯
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
 - 世帯の状況について
 - 住宅の状況について
 - 就労の状況について
 - 家計の状況について
 - 子どもの状況について
 - その他生活の状況について
 - 現状の支援制度について

(2) 基準となる期日又は期間

平成24年8月1日現在

- 5 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された世帯
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された世帯に対して郵送で調査票を配布し、郵送等で回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間
平成24年8月1日(水)から同月20日(月)まで

石川県告示第355号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定により、平成24年度定期種畜検査に合格した家畜の飼養者に次のとおり種畜証明書が交付された。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

種 畜 証明書番号	登 録・ 登記番号	品 種	名 前	等級	生年月日	血統 { 父 母	産地	所有 区分	飼 養 者 の 住所・氏名
11179164142	全和黑 13744	黒毛和種	平茂福盛	2級	平成14年 11月3日	平茂勝 ほりぶく	長野県 飯田市	その 他	白山市御影堂町11 森川畜産株式会社
11206375183	全和黑 14037	黒毛和種	高洲平茂	2級	平成16年 12月28日	平茂勝 ゆりひめ	福井県 坂出郡 坂井町	その 他	鳳珠郡能登町当目31 字69番地甲 農事組合法人柳田肉 用牛生産組合

石川県告示第356号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり届出があった。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

病 名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生数	発生年月日	発 生 地
ヨ一ネ病	牛	疑 似 患 畜	1頭	平成24年7月11日	能 登 町

石川県告示第357号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

甲

石川県告示第358号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成18年石川県告示第488号。以下「告示第488号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第488号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の金沢加入区の項中「10トン以上」を「5トン以上」に改める。

石川県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年7月20日から同年8月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
八野高松線	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所津幡土木事務所
	かほく市高松甲16番94地先から かほく市高松甲17番8地先まで		0.00～2.51	35.2	
七尾輪島線	下記区間を道路区域から除外する。				奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡穴水町字大町二32番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ27番1地先まで		2.00～3.94	53.0	
小 原 土 清 水 線	金沢市小原町ツ71番2地先から	旧	5.10～9.50	51.5	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市小原町ツ79番1地先まで	新	7.70～17.10	51.5	

石川県告示第360号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年7月20日から同年8月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
八野高松線	かほく市高松甲16番93地先から かほく市高松甲17番8地先まで	平成24年7月20日	県央土木総合事務所津幡土木事務所
高松内灘線	かほく市高松サ49番31地先から かほく市高松甲16番9地先まで	〃	〃
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字大町二117番1地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ1番2地先まで	平成24年7月22日	奥能登土木総合事務所維持管理課
小 原 土 清 水 線	金沢市小原町ツ71番2地先から 金沢市小原町ツ79番1地先まで	平成24年7月20日	県央土木総合事務所維持管理課

石川県告示第361号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 姫幸の港急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次直線で結んだ線及び標柱9号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
鳳珠郡能登町字姫 七12番	1号
” ” ” 4番1	2号
” ” 子2番2	3号
” 字小木ホ29番乙	4号
” ” 七44番	5号
” ” ホ29番1	6号
” 字姫 七98番	7号
” ” ” 98番	8号
” ” ” 20番5	9号

2 川島急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次直線で結んだ線及び標柱13号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
鳳珠郡穴水町字川島ヨ34番2	1号
” ク94番2	2号
” ” 50番甲	3号
” ” 49番甲	4号
” ” 44番	5号
” 夕36番2	6号
” ” 7番1	7号
” ク50番甲	8号
” ” 50番甲	9号
” ” 50番甲	10号
” ” 50番甲	11号
” ” 50番乙	12号
” 夕2番	13号

3 岡本急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次直線で結んだ線及び標柱9号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
輪島市山岸町ち 56番	1号
” 参壹部3番	2号
” 参7部12番	3号
” り 47番	4号
” 四 部8番	5号
” 式式部36番1	6号
” 壹 部37番	7号
” 壹 部24番	8号
” 九部 21番	9号

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉菅谷町水26番	土地	宅地	1,269.21m ²	1,560,000円
2	能美市緑が丘五丁目28番	土地	宅地	11,368.45m ²	92,400,000円
3	白山市福留町395番1	土地	宅地	1,089.00m ²	18,100,000円
4	七尾市本府中町ソ25番4	土地	宅地	334.36m ²	9,830,000円
5	羽咋郡志賀町富来地頭町六50番3	土地	宅地	249.97m ²	1,790,000円
6	輪島市町野町東大野長瀬町82番	土地	宅地	572.90m ²	1,960,000円
7	輪島市門前町館ト32番3、32番4	土地	宅地	405.47m ²	1,080,000円
8	輪島市門前町館ト32番5、32番6	土地	宅地	311.27m ²	1,040,000円

備考 物件番号3は、建物(10.50m²)及び工作物の解体条件付です。

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	場所	開札
1	平成24年8月21日(火)午前10時	小松市園町八108番地の1	入札後、即時開札
2	平成24年8月21日(火)午前11時	小松県税事務所第一会議室(2階)	
3	平成24年8月21日(火)午後2時	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁603会議室(行政庁舎6階)	
4	平成24年8月22日(水)午前10時	七尾市本府中町ソ27番9	
5	平成24年8月22日(水)午前11時	中能登土木総合事務所入札室(1階)	
6	平成24年8月22日(水)午後1時	輪島市河井町22部1番1	
7	平成24年8月22日(水)午後2時	奥能登土木総合事務所第一会議室(5階)	
8	平成24年8月22日(水)午後3時		

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現地説明日時
1	加賀市山中温泉菅谷町水26番	平成24年7月31日(火)午前10時から
2	能美市緑が丘五丁目28番	平成24年7月31日(火)午後1時から
3	白山市福留町395番1	平成24年7月31日(火)午後2時30分から
4	七尾市本府中町ソ25番4	平成24年8月1日(水)午前10時から
5	羽咋郡志賀町富来地頭町六50番3	平成24年8月1日(水)午前11時30分から
6	輪島市町野町東大野長瀬町82番	平成24年8月1日(水)午後1時30分から
7・8	輪島市門前町館ト32番3、32番4	平成24年8月1日(水)午後3時から

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。
- 施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと又は以下に該当しない者であること。
 - 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成24年7月20日(金)から同年8月10日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

ア 石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	電話番号 076 - 225 - 1266
イ 小松県税事務所	小松市園町八108番地の1	電話番号 0761 - 23 - 1713
ウ 能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	電話番号 0767 - 53 - 2482
エ 中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	電話番号 0767 - 52 - 5100
オ 奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	電話番号 0768 - 22 - 0567

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課まで持参し、又は簡易書留により送付しなければならない。

(2) 受領期限

平成24年8月10日(金)午後5時(簡易書留の場合は、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

石川県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課 電話番号 076 - 225 - 1266

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年7月6日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 能登環日本海平和塾

3 代表者の氏名

宮城 忠司

4 主たる事務所の所在地

羽咋市千里浜町口110番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県能登地域と環日本海諸外国の青少年及び市民に対して、文化交流・相互理解を図る交流会・シンポジウム等イベントの企画・運営事業を行い、能登地域の振興と国際化、また国際平和の推進に寄与することを目的とする。

石川県立総合看護専門学校推薦入学試験及び一般入学試験公告

石川県立総合看護専門学校に平成25年4月に入学しようとする者に対する推薦入学試験及び一般入学試験を次のとおり実施する。

平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦入学試験

(1) 募集人員

ア 第二看護学科 10人程度

イ 第三看護学科 10人程度

ウ 准看護学科 30人程度

(2) 選考の方法

1次選考 書類審査による。

2次選考 1次選考合格者を対象として面接及び学科試験(国語総合(古文及び漢文を除く。))及び現代文並びに数学。ただし、准看護学科は国語のみ)を実施する。

(3) 2次選考の日時

平成24年11月6日(火)午前9時から

(4) 試験場

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

(5) 出願に関する書類の受付期間

平成24年10月1日(月)から同月5日(金)まで。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。

(6) 出願に関する書類の請求及び提出先

金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立総合看護専門学校

2 一般入学試験

(1) 募集人員

ア 第二看護学科 45人(推薦を含む。)

イ 第三看護学科 40人(推薦を含む。)

ウ 准看護学科 120人(推薦を含む。)

(2) 試験科目

ア 第二看護学科

(ア) 学科試験

国語総合(古文及び漢文を除く。))及び現代文、数学並びに英語

(イ) 面接試験

イ 第三看護学科

(ア) 学科試験

a 一般科目

国語総合(古文及び漢文を除く。))及び現代文、数学並びに英語

b 専門科目

基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

- (イ) 面接試験
 - ウ 准看護学科
 - (ア) 学科試験
 - 国語及び数学
 - (イ) 面接試験
 - (3) 試験の日時
 - ア 第二看護学科
 - 平成25年1月16日(水) 午前9時から
 - イ 第三看護学科
 - 平成25年1月16日(水) 午前9時から
 - ウ 准看護学科
 - 平成25年1月17日(木) 午前9時から
 - (4) 試験場
 - 金沢市鞍月東2丁目1番地
 - 石川県立総合看護専門学校
 - (5) 出願に関する書類の受付期間
 - 平成24年12月3日(月)から同月10日(月)まで。郵送の場合は、当該期間内の消印があるものを受け付ける。
 - (6) 出願に関する書類の請求及び提出先
 - 金沢市鞍月東2丁目1番地
 - 石川県立総合看護専門学校
- 3 その他
- 詳細な点についての問い合わせ等は、石川県立総合看護専門学校へすること。

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく次の県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業(暗渠排水)	末佐美地区	平成24年4月12日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。
平成24年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
かほく市木津八5番1、5番4、5番5、 23番1、23番43及び99番 高松丁165番1及び165番9	緑地 かほく市木津八5番4及び5番5 高松丁165番9	石川県七尾市作事町80番地 山成商事株式会社

公安委員会

年少射撃の認定のための講習会

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14の規定による年少射撃資格認定のための講習会を次のとおり開催します。

平成24年7月20日

石川 県 公 安 委 員 会

1 講習会開催の日時及び場所

- (1) 開催日時
平成24年8月20日(月) 午前9時30分から午後4時まで
- (2) 開催場所
金沢市鞍月1丁目1番地
警察本部庁舎 5階 501会議室
- (3) 受講定員
10名程度

2 講習会の受講申込み及び手数料

- (1) 受講希望者は、8月8日(水)までに、住所地を管轄する警察署へ年少射撃資格講習受講申込書2通、写真2枚と受講手数料を添えてお申し込み下さい。
- (2) 手数料は、石川県証紙で、9,700円です。

3 講習会の内容と時間

講習会は、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用方法についての講習を行い、終了後の考査を含め合計5時間かかります。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年7月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
金 沢 市 民 会 議	高 村 佳 伸	久 保 洋 子	金沢市末町18-124-1	平成24年6月28日

石川県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党野々市支部	名 称	自由民主党野々市支部	自由民主党野々市町支部	平成24年6月15日
	主たる事務所 の所在地	野々市市太平寺1-66	野々市市堀内2-168	
	代 表 者	徳 野 光 春	内 村 栄 一	
自由民主党 石川県栄養士連盟支部	主たる事務所 の所在地	金沢市泉本町5丁目40 -1 ロイヤルシャト ー泉本町811号	金沢市元菊町21-5	平成24年6月22日
	代 表 者	田 中 弘 美	高 田 栄 子	

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
会 派 み ら い	代 表 者	田 中 仁	苗 代 明 彦	平成24年6月5日
宝達のりひさと志水を結ぶ会	代 表 者	寶 達 典 久	上 井 規 矩 雄	平成24年6月19日
	会 計 責 任 者	寶 達 典 久	山 本 吉 男	

石川県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月20日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 届 受 理 年 月 日
会 派 み ら い	平成24年6月5日

石川県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成24年7月20日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
も り や ま 越 野 病 院	金沢市森山1丁目5番26号

人 事 委 員 会

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第八号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第十四号中「骨髓液の提供希望者」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供(以下この号において「骨髓等の提供」といふ。)を希望する者」に、「骨髓移植のための骨髓液」を「骨髓等」に、「もの」を「提供」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

石川県公立大学法人図書館情報システム更新に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成24年7月20日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

1 調達の概要

(1) 調達件名及び数量

石川県公立大学法人図書館情報システム 一式

(2) 調達内容

ア 石川県公立大学法人図書館情報システムのソフトウェア及びハードウェア

イ システム稼働に必要な導入作業

(3) 納入期限

平成25年3月31日

(4) 納入場所

石川県公立大学法人理事長が指定する場所

2 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 学生数1,000人以上の大学にシステムを納入・構築した実績を有すること。

3 企画提案募集要項等の交付場所等

(1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

(2) 交付方法

(1)の交付場所において書面で交付する。

4 企画提案書等の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

石川県公立大学法人本部事務局

電話番号 076-227-7553

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 平成24年8月24日(金)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要項に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成24年8月30日(木)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

5 企画提案書の採否及び契約

- (1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日プレゼンテーションを実施する。
- (2) 企画提案書の採否について、(1)のプレゼンテーション実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議のうえ、契約を締結する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否

要

- (2) 5(1)のプレゼンテーションへの出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

- (3) 詳細は、企画提案募集要項及び仕様書、機能要件定義書による。

